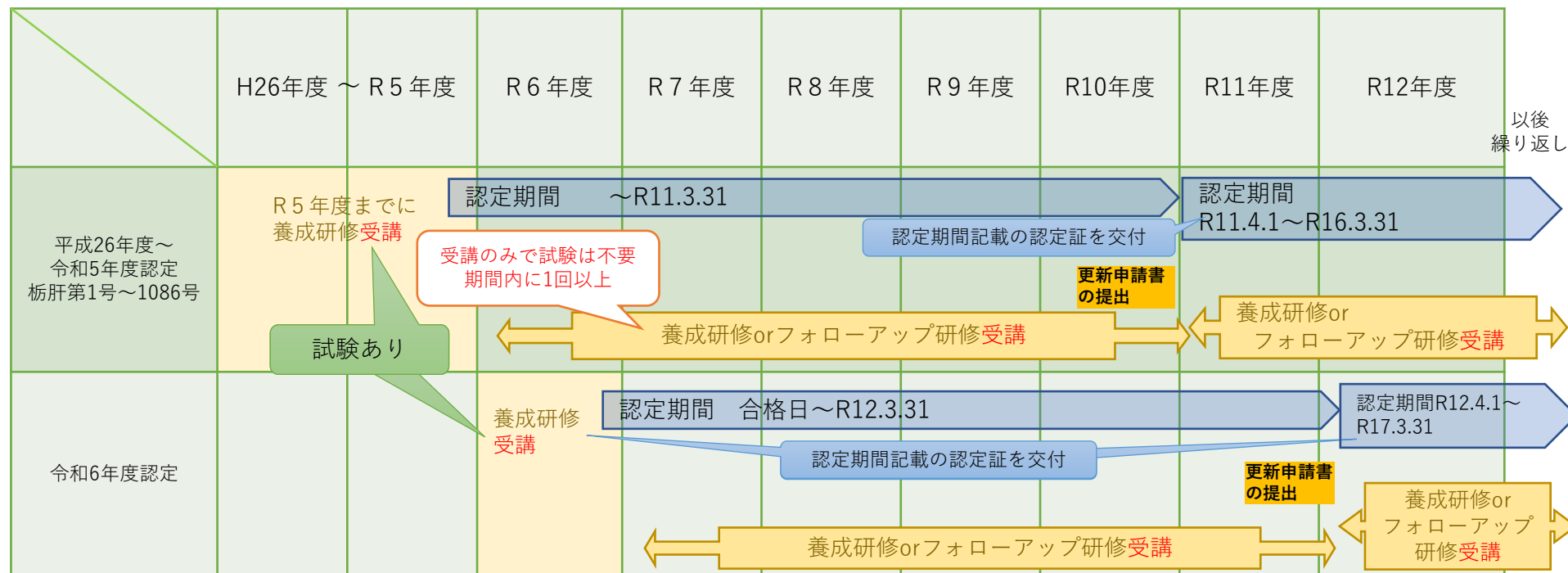


栃木県肝疾患コーディネーター認定更新制について

◆ 令和6年度から認定更新制を導入しました

- 認定期間は認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日（3月31日）まで
 ※令和5年度までに認定を受けた方は、令和10年度末日（令和11年3月31日）まで認定期間
- 認定期間内に養成研修又はフォローアップ研修のいずれかを受講し、更新申請を行うことで更新可能

【コーディネーター認定更新の考え方】



※1 養成研修or フォローアップ研修受講の期間に養成研修又はフォローアップ研修を 1回以上受講し、県に対し更新申請の提出があった場合、認定期間を5年延長します。（更新申請がない場合、認定を取り消します。）

※2 登録名簿から削除後、改めて認定研修を受講（試験あり）することは可能です。この場合は、新規登録となります。